

令和4年（2022年）1月19日

指定障害福祉サービス等事業者 様

横須賀市民生局福祉部指導監査課  
民生局こども育成部幼保児童施設課

指定障害福祉サービス等事業所従事者に係る新型コロナウイルス（オミクロン株）濃厚接触者の待機期間について

日頃から本市の障害福祉施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和4年1月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡（以下、「事務連絡」という。）において、オミクロン株の患者として取り扱われる検査陽性者の濃厚接触者の待機期間が、最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とされました。

そして、自治体判断により、指定障害福祉サービス等事業所従事者の待機は、『「事務連絡」に従い事業者が実施する検査において陰性が確認された場合』には、10日を待たずに待機を解除できることとされました。

本市保健所においては、「事務連絡」に記載のと通りの対応としておりますのでお知らせします。

また、濃厚接触者である従事者について10日を待たずに待機の解除をする対応を行う場合は、事務連絡4頁以降に記載の内容を十分に把握して行われますようお願いいたします。

（参考）

令和4年1月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>

事務担当

横須賀市民生局福祉部指導監査課

指導監査第3係 TEL 046 (822) 8411

横須賀市民生局こども育成部幼保児童施設課

指導監査第2係 TEL 046 (822) 8223